
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 35 回ディスクロージャー専門委員会及び第 427 回企業会計基準 委員会で聞かれた意見及び対応案（会計方針の開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 35 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 3 月 9 日開催）（以下「第 35 回専門委員会」という。）及び第 427 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 11 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

第 34 回ディスクロージャー専門委員会及び第 426 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

公開草案の再公表の要否に関する ASBJ 事務局の見解に対する意見

2. 「未適用の会計基準等に関する注記に関する定めの変更により当該変更の対象となる企業が公開草案での提案よりも増えるかもしれないような取扱いに変更する場合、適正手続上の問題となることがないのか」という指摘への対応案に関して、公開草案を再公表する必要がないという ASBJ 事務局の見解自体には同意するが、対象となる企業が増えているのかどうかに対する見解が示されていない。そもそも対象となる企業がそれほど増えないと考えているのか、事実として増えるが問題ないと考えているのかについて記載すべきではないか。

(対応案)

本改正企業会計基準の原則的な適用時期は、2021 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表であるため、当期末に対する実質的な影響はないと考えている。今後の影響については、専ら表示及び開示に関する会計基準の開発の件数によるため、現時点では厳密な分析を示すことはできないと考えている。

【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

3. 特に意見は聞かれなかった。

公開草案に寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【ASBJ 事務局の提案】

4. ASBJ 事務局は、第 34 回専門委員会（2020 年 2 月 20 日）及び第 426 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 25 日開催）での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

5. 特に意見は聞かれなかった。

【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

6. 特に意見は聞かれなかった。

改正企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の文案

【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

「専ら表示及び開示を定めた会計基準等」の記載に関する意見

7. 基準文案第 22-2 項¹の「専ら表示及び開示を定めた会計基準等に関しては、(3)の事項の注記を要しない」について、「専ら表示及び開示を定めた会計基準等」を企業に判断させることがないよう明示してほしい。
8. 基準文案第 22-2 項の「専ら」という表現は、会計基準において一般的な表現なのか。また、「専ら」がなくても趣旨は伝わるのではないか。

(対応案)

基準文案第 22-2 項は会計処理に関するものか表示及び開示に関する会計基準であるかに関係なく未適用の会計基準等に関する注記の取扱いを統一したものとされていると考えられるため、基準文案の表現を変更しないこととしたい。

¹ 第 35 回専門委員会 資料(3)-1 及び第 427 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-5 でお示した基準文案の関連箇所は、別紙を参照。

本改正会計基準による追加的な対応が発生しない企業もあることを明確にして周知すべきであるという意見

9. 会計上の見積りの開示に関する会計基準については、日本基準に従い財務諸表を作成している企業にとっては追加的な作業が必要となる。一方、本会計基準の趣旨は、基本的に重要な会計方針はこれまでも開示しており、もし重要な会計方針の中に会計基準等で明記していないものがあれば開示することを明確にしたものであり、企業にとっての重要な会計方針を一から再検討するものではない。したがって、未適用の会計基準等に関する注記を除き対応が不要である企業も相当数あると考えている。本会計基準についても多くの企業で対応が必要であるかのような誤解を生まないよう周知してほしい。

(対応案)

会計上の見積りの開示に関する会計基準による注記は表示方法の変更となることに対し、本会計基準の趣旨は、今までも注記を行っていたものの明確化であり、取扱いを大きく変更するものではないため、基準文案第 25-3 項に記載のように表示方法の変更にはしていないという形で整理している。

修文に関する意見

10. 基準文案第 28-3 項に「専ら表示及び開示を定めた会計基準等に対しては未適用の会計基準等に関する注記に関する定めは適用されないと解されていた。」(下線部は ASBJ 事務局追加)とあり、これまでの取扱いに曖昧な部分はなかったように読めるが、その後の文章で曖昧な部分を明確化した旨が記載されているため矛盾しているように見える。「解されている場合もあった」等に表現を改めてはどうか。

(対応案)

過去に公表した企業会計基準第 24 号の公開草案(企業会計基準公開草案第 33 号)に対するコメントへの対応として、専ら表示及び開示に関する会計基準は、未適用の会計基準等に関する注記の対象外となると考えられる旨を記載しており、基準上ではそのような記載はないものの、専ら表示及び開示を定めた会計基準等に適用されないと解されていたと考えている。今回、基準上で明確に専ら表示及び開示を定めた会計基準等に対しても未適用の会計基準等に関する注記は適用されることを定めたという意味で、明確化という言葉を使用している。そのため、基準文案の表現を変更しないこととしたい。

【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

11. 特に意見は聞かれなかった。

「公表にあたって」の文案

【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

12. 特に意見は聞かれなかった。

【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

13. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

別紙

第 35 回専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会にてお示しした基準文案
(関連する項のみ抜粋)

(HP では非公表)